

財産分与一覧表(記載例)

令和 年(家ホ)第 号
対象財産の基準時:令和2年4月2日

令和2年4月13日 原告最終記入
令和2年5月15日 被告最終記入

	項目(名義人等)		原告の主張		被告の主張
1	ゆうちょ銀行12345-67890123(原告)	¥292,029	基準時の残高(甲●)。	¥292,029	認める。
2	〇〇銀行〇〇支店定期預金(原告)	¥0	基準時の残高は認める。平20.4に相続した預金が原資であり,原告の特有財産である(甲●)。	¥1,200,000	基準時の残高(甲●)。遺産分割協議書(甲●)のみでは,特有財産と認められない。
3	〇〇生命保険 保険番号111-22222(原告)	¥0	平27.12.1に解約済み(甲●)。解約返戻金38万円は生活費に充てた。	¥500,000	保険内容の説明(乙●)解約返戻金の額は推定
4	△△からの借入れ(原告)	¥-150,000	平27.3.10に△△から借り入れ,長男の塾代に充てた(甲●,●)。	¥0	夫婦で負担すべき債務とは認められない(被告準備書面4)。
5	簡易保険 保険番号999999(原告)	¥0	解約返戻金の額は認める。長女のための学資保険であり,財産分与の対象とすべきではない。	¥315,992	基準時の解約返戻金の額(甲●)
6	番号④の預金から払い戻された現金(原告)	¥0	原告が払い戻したことは認める。被告から婚姻費用の支払がなく,〇年△月までの生活費に充てた。原告準備書面2の3頁～。	¥500,000	原告が,別居直後の令2.4.4に払い戻して取得しており(乙●),原告管理の現金と評価すべき。
A	原告名義の財産(1~6)合計	¥142,029		¥2,808,021	
①	〇〇マンション301号室(被告)	¥20,000,000	査定価額(甲●)	¥14,000,000	査定価額(乙●)
②	〇〇銀行××支店からの借入れ(①の住宅ローン)(被告)	¥-15,000,000	基準時の残高(乙●)	¥-15,000,000	認める。
③	ゆうちょ銀行33333-4444444(被告)	¥306,700	基準時の残高(乙●)	¥306,700	認める。
④	□□銀行□□支店普通預金3030304(被告)	¥5,000,000	基準時の残高(乙●)	¥4,500,000	基準時の残高は認める。原告が別居直後に払い戻した50万円(乙●,番号6)を控除すべきである。
⑤	財形貯蓄(被告)	¥3,000,000	基準時の残高(乙●)婚姻時の残高が基準時まで残ったことは不知。	¥2,000,000	基準時の残高は認める。婚姻時の残高100万円は被告特有財産(乙●)。
⑥	〇〇生命保険 保険番号333-44444(被告)	¥780,000	基準時の解約返戻金の額(乙●)	¥780,000	認める。
⑦	退職金(被告)	¥3,000,000	別居時に自己都合退職した場合の退職金は450万円(乙●)。勤続年数15年のうち同居期間は10年であるから,分与の対象となるのは450万×10/15=300万円。	¥0	定年退職年齢は17年先であり(乙●),退職金が対象財産となることは争う。

財産分与一覧表(記載例)

	項目(名義人等)	原告の主張		被告の主張	
⑧	(株)☆☆の株式1000株(被告)	¥250,000	乙● 直近(令2.5.13)の株価 は1株250円(甲●)	¥210,000	1000株のうち800株は、 令元.6.1に1株200円で売却した(乙●)。 800×200+200×250= 210,000円
⑨	自動車(トヨタ・プリウス) (被告)	¥500,000	車検証(甲●) 評価額は認める。	¥500,000	令2.5.10時点の査定額 (乙●)
B	被告名義の財産(①~⑨) 合計	¥17,836,700		¥6,796,700	

C	総合計(A+B)	¥17,978,729		¥9,604,721	
D	原告が取得すべき額(C× 寄与割合)	¥8,989,365	原告の寄与割合は50%	¥4,802,361	原告の寄与割合は50%
E	原告に分与されるべき金額 (D-A)	¥8,847,336		¥1,994,340	

<作成上の注意>

左端の欄	通し番号として、原告(複数の事件があるときは、最も早く提起された事件の原告。以下同じ。)が名義人等として管理している財産は「1, 2, 3...」、被告が名義人等として管理している財産は「①, ②, ③...」の番号を振って下さい。
「項目(名義人等)」欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財産の種類・内容と、当該財産の現在の名義人を記載して下さい。 ・ 共有物件は、原告と被告の各持分ごとに記載して下さい。 ・ 財産分与の対象とすべきか否かを含め、争点整理の際に当該財産を特定するための欄ですから、できるだけ客観的・中立的な情報を記載して下さい。
「原告の主張」「被告の主張」欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載例のとおり、評価額を記入する欄と、その根拠を記入する欄に分かれています。 ・ 評価額の欄には、表計算機能を利用するため、数字のみを記入して下さい。特有財産等の理由により、全部又は一部が財産分与の対象とならないと主張する場合は、対象となるべき金額を記入して下さい。 ・ 根拠の欄には、記載例を参考に、関係証拠とともに、主張を簡潔に記載して下さい。詳細な説明が必要なときは、準備書面にて主張した上で、財産分与一覧表にその要約と主要な証拠を記載し、できるだけ、財産分与一覧表のみで、主張と争点の概要が理解できるようお願いします。
提出の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成途中の一覧表は、未完成であっても、期日における争点整理や今後の進行確認に役立ちますので、できるだけ、各期日の都度、参考資料として、事前に提出して下さい。 ・ 「当裁判所の判断」は、初期設定では印刷範囲外としていますので、そのままにしておいて下さい。 ・ 完成した一覧表は、争点整理終了時、争点整理の結果を確定するため、期日調書に添付することもあります。